

国立大学法人長崎大学と株式会社長崎新聞社との
包括的連携協力に関する協定書

(協議)

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項について必要がある場合は、両者が協議して定めるものとする。

国立大学法人長崎大学（以下「甲」という。）と株式会社長崎新聞社（以下「乙」という。）とは、次のとおり包括的連携協力に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が、緊密な協力と信頼関係の下に相互に協力し、互いの持つ資源やノウハウを有効に活用して、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自1通を保有する。

平成23年10月13日

(連携協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力をを行う。

- (1) 地域社会の人材育成に関すること。
- (2) 地域社会の発展に係る調査・研究に関すること。
- (3) その他地域社会の発展のために、両者が協議して必要と認める事項

長崎県長崎市文教町1番14号

(甲) 国立大学法人長崎大学
学長

片峰茂

(連絡調整)

第3条 甲及び乙は、この協定による連携協力の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、定期的に協議を行うものとする。

長崎県長崎市茂里町3-1
(乙) 株式会社長崎新聞社
代表取締役社長

本村忠廣

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、平成23年10月13日から平成26年9月30日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から特段の申立てがない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に3年間更新するものとし、以後もまた同様とする。